

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律

(平成一四年一月二九日法律第一二〇号)(衆)

一、提案理由(平成一四年七月一八日・衆議院農林水産委員会)

金田(英)議員 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

有明海は、広大な干潟を有し、海域固有の生物が多数生息する生産性の高い海域であり、我が国にとって極めて貴重な海域であります。特に、有明海地域におけるノリ養殖業は、全国のノリ生産の四割を占め、国民の食生活において、また九州北部の産業経済活動においても極めて重要な役割を果たしております。

しかしながら、経済社会の進展の中で、有明海の環境は変化し、特に近年、富栄養化に伴う赤潮の多発等、漁場環境の悪化が懸念されております。

平成十二年十二月、有明海のノリ養殖業はかつてない不作に見舞われ、アサリやタイラギなどの魚介類も約三十年間にわたり漁獲量の減少が続くなど資源水準は極めて低くなっていることから、漁家経営は厳しい状況にあります。

こうした中、農林水産省では、ノリ不作原因究明等のため、外部の有識者による調査検討委員会を設置し、有明海の海洋環境や生物についての調査研究を進める一方、覆砂、耕うんなどの漁場環境改善に取り組んできておりますが、こうした取り組みを一層強化する必要があります。

また、有明海に隣接する八代海では、クルマエビ、アサリ、マダイ、タチウオなど多種の魚介類が生息し、多様な漁業、特に魚類や真珠等の養殖漁業が盛んに行われておりますが、魚類養殖業に甚大な被害をもたらす大規模な赤潮の頻発等、環境の悪化が危惧されております。

自由民主党、公明党及び保守党におきましては、こうした状況に対処し、ノリを初めとした水産物に甚大な被害をもたらした原因を早急に解明し、関係者が将来に希望を持てるよう、海域環境の保全、改善並びに水産資源の回復による漁業の振興について万全な対策を講じ、有明海及び八代海を豊かな海として取り戻すための特別立法の制定について、鋭意検討を進めてまいりました。

以上のような経緯を経て、今般、有明海及び八代海が、国民にとって貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであるとの認識のもと、国民的資産である有明海及び八代海を豊かな海として再生するため、本案を取りまとめ、提案することとした次第でございます。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、主務大臣は、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を推進するため、有明海及び八代海の再生に関する基本方針を定めなければならないこととし、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県の関係県は、基本方針に基づき実施すべき施策に関

する県計画を定めることとしております。

第二に、主務大臣、関係行政機関の長及び関係県の知事は、それぞれの県計画の調和を図りつつ、その実施を促進するために必要な協議を行うため、促進協議会を組織することができることとしております。

第三に、県計画に基づいて平成十四年度から平成二十三年度までの各年度において関係県が行う一定の漁港漁場整備事業について、補助率の特例措置を設けることとしております。

第四に、県計画に基づく事業に関連して地方債についての配慮、資金の確保、下水道の整備、漂流物の除去、河川の流況の調整、森林の保全及び整備、水産動物の種苗の放流について規定を設けるとともに、国及び関係県による総合的な調査研究体制の整備を定め、あわせて酸処理剤の適正な使用、自然災害の発生の防止、赤潮等による漁業被害等に係る支援及び漁業被害者の救済、知識の普及等について規定を設けております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告（平成十四年十一月四日）

小平忠正君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、古賀誠君外九名提出の有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案は、有明海及び八代海を豊かな海として再生するため、主務大臣が海域の環境の改善、水産資源の回復等に関する基本方針を定めるとともに、関係県が県計画を定めるものとし、その実施を促進するため特別の措置を講じようとする等のものであります。

両法律案は、第百五十四回国会に提出され、七月十八日本委員会において提出者からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、継続審査となっていたものであります。

今国会におきましては、十一月十二日提案理由の説明の聴取を省略した後、古賀誠君外九名提出の有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案について、自由民主党、公明党及び自由党から、海域の総合的な調査、汚濁負荷量の総量の削減に資する措置、有明海・八代海総合調査評価委員会の設置等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、両法律案について内閣の意見を聴取し、討論の後、採決を行い、まず、佐藤謙一郎君外四名提出の有明海及び八代海の再生に関する臨時措置法案は賛成少数をもって否決すべきものと議決いたしました。次に、古賀誠君外九名提出の有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案は賛成多数をもって修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本委員会は、有明海及び八代海の再生に関する問題につきまして、十一月六日に現地視察を、また、七日に参考人から意見を聴取するとともに、十二日には政府に対する質疑を行ったことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

委員会修正の提案理由（平成一四年一月一日）

山田（正）委員 私は、自由民主党、公明党及び自由党を代表して、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案に対する修正案の趣旨につきまして御説明申し上げます。

この修正案は、法案提出会派であります自由民主党、公明党及び保守党の与党三党並びに自由党の協議の結果、合意が得られたものであります。

修正案は、お手元に配付したとおりでございます。

以下、その内容を申し上げます。

第一点は、国及び関係県は、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、干潟、潮流、潮汐等と当該海域の環境との関係に関する調査等の総合的な調査を行い、その結果を公表すること、また、総合的な調査研究体制の整備等の措置のほか、当該海域に流入する水の汚濁負荷量の総量の削減に資する措置を講ずることとすることとであります。

第二点は、環境省に有明海・八代海総合調査評価委員会を設置し、同委員会は、この法律の見直しに関し、総合的な調査の結果に基づいて有明海及び八代海の再生に係る評価を行い、主務大臣等に意見を述べることとすることとであります。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

三、参議院農林水産委員長報告（平成一四年一月二二日）

三浦一水君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、有明海及び八代海を豊かな海として再生するため、基本方針を国が定めるとともに、実施すべき施策に関する計画を関係県が策定し、その実施を促進する等特別の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、有明海及び八代海の再生に関する基本方針の考え方、諫早干拓排水門の開門総合調査の現状と今後の方針、汚濁負荷量の総量の削減方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙理事より反対である旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。